

2024年5月13日

慶應義塾大学商学部  
教授 権丈善一

本日の議題「これまでの年金部会における議論の振り返り」に関する資料1に、次があるので、関連資料を提出しておく。

- ✓ 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方に関連する論点について
- ✓ 第3号被保険者制度に関連する論点について

## 2019(令和元)年財政検証関連資料 (2019年8月27日配布資料4) より



- ✓ 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）
- ✓ 公的年金の負担と給付の構造（所得再分配の仕組み）
- ✓ 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率現在（2019年度）
- ✓ 賃金水準（1人あたり）に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成（2016年）

なお、これらの資料、特に4つめの資料は、第9回年金部会（2023年11月21日）で、小野正昭委員が、次の文脈の中で、「ここまでしても」と表現している資料である。

2019年財政検証の際に、年金局から財政検証関連資料というのが公表されまして、その中に多様な世帯類型における所得代替率という資料がありました。これは皆様御承知かと思います。この資料は、現在の議論<sup>1</sup>に真摯に応えたものだと私は思っていますけれども、ここまでしても社会の理解が得られないのはなぜなのかというのが非常に疑問があります。

## 東京くらし方会議の資料より

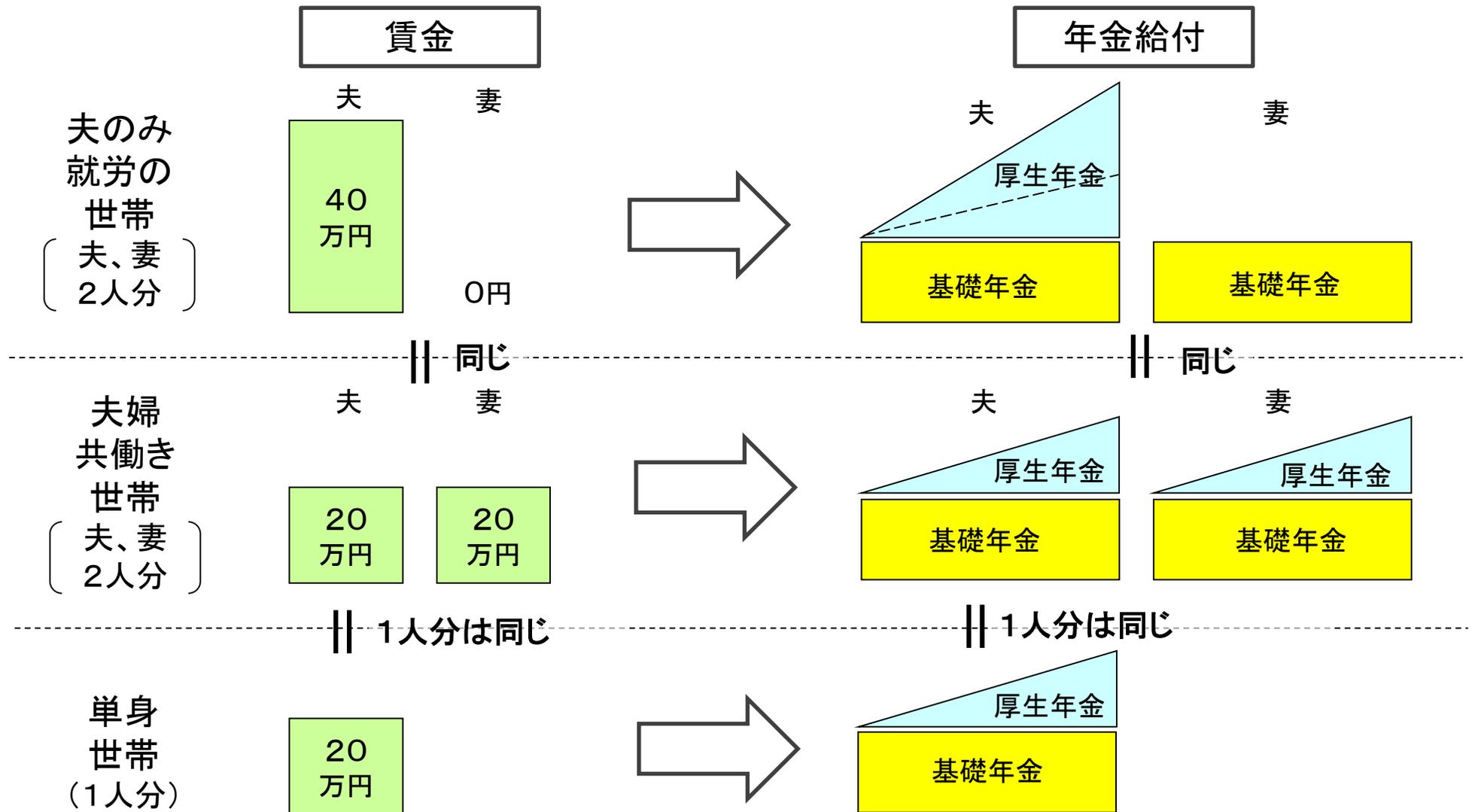


- ✓ 働き方で年金はどのくらい変わる？
- ✓ 【試算】就業パターン別の生涯収入（1）
- ✓ 【試算】就業パターン別の生涯収入（2）

<sup>1</sup> この日の議題は「多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について」。

# 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



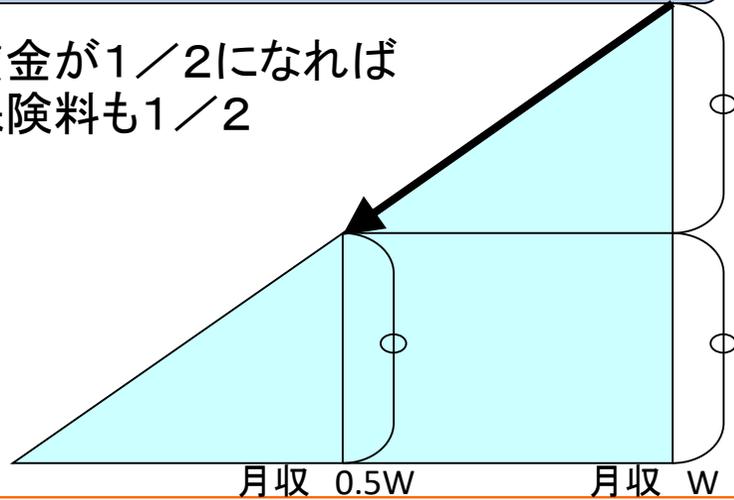
賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

# 公的年金の負担と給付の構造(所得再分配の仕組み)

○ 賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2以上となる。(厚生年金制度の持つ所得再分配機能)

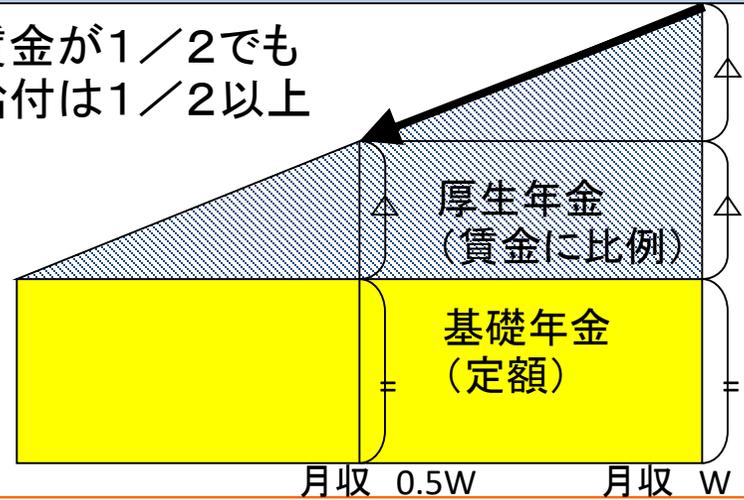
保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば  
保険料も1/2



給付 = 厚生年金(賃金に比例)  
+ 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも  
給付は1/2以上



個々の世帯(個人)で見れば、現役時代の賃金水準が低いほど、年金の現役時賃金に対する比率は上がる

夫婦2人分の負担と給付について

賃金※1 (手取り賃金)		21.9 万円 (17.9 万円)	50%	43.9 万円 (35.7 万円)
保険料※2		2.0 万円		4.0 万円
年金額	合計	17.5 万円		22.0 万円
	比例	4.5 万円		9.0 万円
	基礎	13.0 万円		13.0 万円
年金/現役時賃金(手取り)	合計	98.1 %	約80%	61.7 %
	比例	25.3 %		25.3 %
	基礎	72.8 %		36.4 %

モデル年金  
の賃金

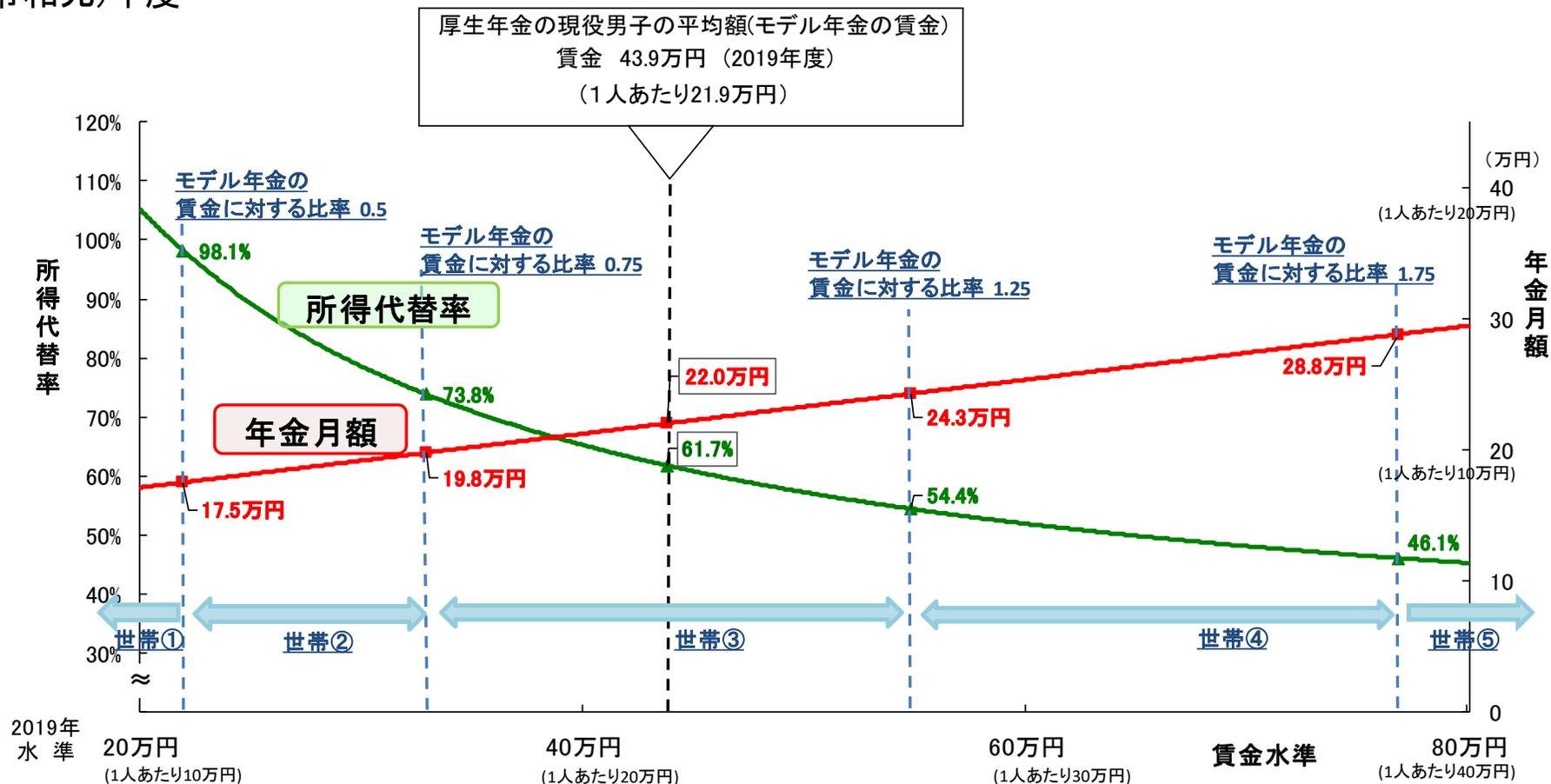
※1 賃金は、税・社会保険料控除前である。

※2 保険料は、標準報酬等級月額によらず、厚生年金の保険料率(被保険者本人の負担分)を賃金に乗じて計算している。

# 賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要**である。

## ○ 2019(令和元)年度



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。

注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

注3: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月~12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の15所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

# 賃金水準(1人あたり)に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成(2016年)

— 2016年国民生活基礎調査を用いた分析 —

国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、

- 賃金水準の階層別に第2号被保険者含む世帯の世帯構成の割合をみると、例えば夫婦世帯では全体的に見れば、賃金水準の高い階層で共働き世帯の割合は高くなっているが、共働き世帯でも賃金水準の低い階層、片働き世帯でも賃金水準の高い階層に属している世帯は存在。
- 夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外の就労形態の者は賃金水準の高い階層より低い階層で割合が高くなっており、仮にこの賃金水準が続いた場合の年金の現役時賃金に対する比率は、厚生年金の所得再分配効果によってモデル年金より高水準となる。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要**である。

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度: 61.7%      13.0万円      9.0万円

35.7万円(注)

(注)税・社会保険料控除前の賃金は43.9万円

		世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤	
賃金水準 (モデル年金の賃金に対する比率)		～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.75 倍 ～ 1.25 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～	
賃金 夫婦2人分 (単身又は1人分)		～ 21.9 万円未満 (～ 11.0 万円未満)	21.9 万円～ 32.9 万円 ( 11.0 万円～ 16.5 万円)	32.9 万円～ 54.9 万円 ( 16.5 万円～ 27.4 万円)	54.9 万円～ 76.8 万円 ( 27.4 万円～ 38.4 万円)	76.8 万円以上 ( 38.4 万円以上)	
年金月額 夫婦2人分 (2019年度) (単身又は1人分)		～ 17.5 万円未満 (～ 8.8 万円未満)	17.5 万円～ 19.8 万円 ( 8.8 万円～ 9.9 万円)	19.8 万円～ 24.3 万円 ( 9.9 万円～ 12.1 万円)	24.3 万円～ 28.8 万円 ( 12.1 万円～ 14.4 万円)	28.8 万円以上 ( 14.4 万円以上)	
年金/現役時賃金(手取り)		～ 98.1%	98.1% ～ 73.8%	73.8% ～ 54.4%	54.4% ～ 46.1%	46.1% ～	
国民生活基礎調査の集計	夫婦世帯の世帯構成	共働き 共に正規雇用で就労	2%	2%	10%	23%	43%
		世帯 共に正規雇用以外で就労	3%	2%	1%	1%	0%
		正規雇用と正規雇用以外で就労	3%	6%	12%	15%	12%
	片働き世帯	正規雇用で就労	60%	79%	74%	60%	45%
		正規雇用以外で就労	32%	10%	3%	2%	0%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
【賃金水準別の構成割合】		【 4% 】	【 11% 】	【 37% 】	【 27% 】	【 20% 】	
単身世帯の世帯構成	男性	正規雇用で就労	22%	21%	43%	64%	73%
		正規雇用以外で就労	16%	21%	12%	8%	2%
	女性	正規雇用で就労就労	24%	27%	26%	26%	25%
		正規雇用以外で就労	37%	32%	18%	2%	1%
	計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
【賃金水準別の構成割合】		【 8% 】	【 10% 】	【 28% 】	【 24% 】	【 30% 】	

注1: 世帯の構成は、2016年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、国民年金第3号被保険者の賃金は0とみなしている。単身世帯は、国民年金第2号被保険者を集計している。

注2: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

注3: 表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。



# 働き方で年金はどのくらい変わる？



- ◆ どのくらい働くか、何歳まで働くか、自分が今働く「効果」が将来どのようになるかを確かめてみましょう
- ◆ 働き方を変えると「違う世界」が見えてくるかもしれません



NEW!

## 公的年金シミュレーター

「ねんきん定期便」の二次元コードをスキャンして試算可能



公的年金シミュレーター

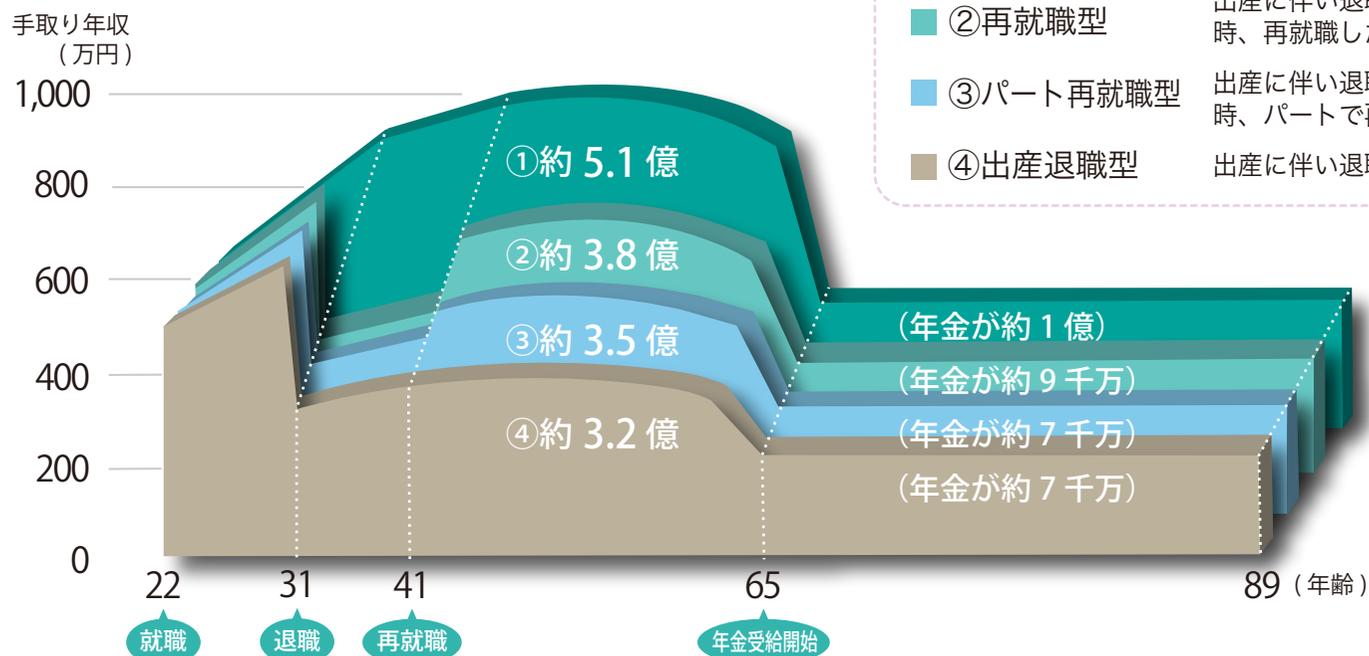


## 【試算】 就業パターン別の生涯収入（1）



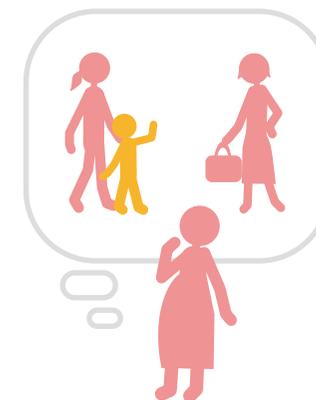
- ◆ 一例として、夫婦世帯で夫の収入を同一とし、妻の働き方が異なる場合の生涯収入を試算
- ◆ 継続就労型（①）の場合は、出産退職型（④）に比べ、生涯収入で約1.9億円の差
- ◆ 再就職時に「106万円・130万円の壁」を超えた場合（②）と超えない場合（③）では、生涯にわたり差が生じる

### 世帯の生涯収入(イメージ)



【妻の働き方】 いずれも31歳で出産し、②～④は退職と設定

- ① 継続就労型 出産後育業し、同じ職場で働き続けた場合
- ② 再就職型 出産に伴い退職、育児期間を経て子が10歳の時、再就職した場合（年収300万円）
- ③ パート再就職型 出産に伴い退職、育児期間を経て子が10歳の時、パートで再就職した場合（年収100万円）
- ④ 出産退職型 出産に伴い退職し、再就職はしなかった場合



※算定条件はP29参照



## 【試算】 就業パターン別の生涯収入（2）



- ◆ 前ページの試算のうち、妻と夫それぞれで生涯収入を比較
- ◆ 妻が継続就労しない場合の夫の収入におけるメリットは33年間で最大約670万円

	世帯の 生涯収入 (億円)	妻の 生涯収入 (億円)	夫の 生涯収入 (億円)	夫の収入		計 (万円)
				うち配偶 者手当 (万円)	うち配偶 者控除分 (万円)	
①継続就労型	5.1	2.55	2.55	0	0	0
②再就職型	3.8	1.27	2.56	130	70	200
③パート再就職型	3.5	0.85	2.6	430	240	670
④出産退職型	3.2	0.6	2.6	430	240	670

■ 四捨五入により内数と合計が一致しないことがある。

配偶者手当は（10,914円/月）、配偶者控除分は（71,000円/年）で計算

